

## 質問書に対する回答

件名) 常磐自動車道 恋瀬川橋はく落対策工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 P.176/192	伸縮装置取替材料表において、コンクリート撤去量は記載されていますが、コンクリート打設量が記載されていません。当初設計におけるコンクリート打設量は撤去量と同数量と考えればよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
2	設計図 P.176, 177/192	伸縮装置取替および止水工において、昼・夜に施工区分されています。施工延長8.0m未満が昼間施工、8.0m以上が夜間施工でしょうか。同一橋脚(橋台)において、昼・夜に区分される条件(根拠)をお教えてください。	当該施工箇所の規制可能時間等の施工条件を勘案し、昼・夜施工に区分をするものです。
3	設計図 P.176/192	伸縮装置の撤去深さが全て130mmとなっています。鋼製フィンガージョイント等130mm以深に部材がある場合、深さ130mmの箇所で切断し、130mm以下の部位は残置するのでしょうか。	そのとおりにお考えください。
4	設計図 P.176/192	上記質問において、深さ130mmの位置にて切断撤去する場合、相当の時間がかかると思われます。受注後詳細検討の結果、交通規制方法や規制回数の変更が必要と認められた場合、協議項目と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書22-4-1 事前調査に記載のとおり、事前調査の結果、設計図書の変更等が必要な場合は、監督員と受注者で協議し決定します。
5	特記仕様書 P.25 22-5-6 (4)	上塗塗装の塗色について、恋瀬川橋一A, D, F、園部川橋一C、D、Fの塗色(色番・濃淡色)をご教示ください。	塗色に指定はありません。なお、発注者としては、LN-70(淡彩色)を想定しています。
6	特記仕様書 P.29 22-6-2	排水装置取替における、仕上げ塗装は、淡彩色系か濃彩色系のどちらでしょうか。ご教示ください。	特記仕様書 P.29 22-6-2 種類・材料及び検査の上塗り塗装色の記載のとおりになります。
7	設計図 P.19/192ほか	ひび割れ充填工数量表の注記に、「充填幅については監督員と協議の上決定する」とありますが、詳細図には幅「10mm程度」と記載があります。当初設計は幅「10mm程度」を見込んでいると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。

8	設計図 P. 86/192ほか 特記仕様書 P. 34 22-8-2 (5)	「はく落防止対策工施工済箇所端部では、10cm以上の重ね代を確保し施工する。」とあります。数量表ならびに当初設計に、この重ね代部の面積は含まれていますでしょうか。設計図数量表において、新規はく落防止施工面積が表面処理(WJ, DS)面積と同数であるため、重ね代部面積は含まれていないと考えますが、重ね代部の施工が当初設計に含まれている場合、該当面積をご提示ください。	コンクリート表面処理工及びはく落防止対策工いずれの設計数量にも重ね代部の面積は含まれています。
9	設計図 P. 89/192ほか	A部表面処理工詳細図において、はく落防止対策工控除範囲(250mm)にDS対象範囲(100+100=200mm)が含まれていますが、間違いではないでしょうか。	はく落防止対策工控除範囲はWJ工法による表面処理の控除範囲であり、該当箇所はDS工法による表面処理工対象範囲として計上するものとしてお考えください。
10	設計図 P. 18/192ほか	上記質問に関連しますが、表面保護工の断面図には(素地調整有り)の範囲も記載されていますが、数量表には(素地調整有り)の数量記載がありません。当初設計に「素地調整有り」が含まれる場合、この数量をご教示ください。	各図面に示した数量表のとおりです。
11	設計図 P. 24/192ほか	図面の下、左から2番目の表題がない図面は紫外線硬化型FRPシート接着工に関するものと思われますが、「損傷範囲」に対してL x Wを図示していることからシートの寸法を対象とした図と考えられる一方で、「100mm重ね塗り」と表記があることから仕上げ塗装を対象とした図とも考えられます。前者の場合は「100mm重ね塗り」は「100mm定着」と考え、後者の場合は「損傷範囲」は「シート範囲」と考えることとなります。どのように考えたらよろしいでしょうか。	損傷範囲から100mm程度の余裕幅を確保した範囲についてシートを設置、及び仕上げ塗装を行う範囲としてお考えください。
12	設計図 P. 36/192ほか	はく落対策工の範囲は足元から75度のラインを基準に決定されているため、現地調査測量の結果によっては範囲が変更になることが想定されます。その場合、足場についても施工数量が変わることから協議の対象になるものと考えてよろしいでしょうか。	設計図書に示す条件に変更が生じた場合は、協議の対象となるものとお考えください。
13	設計図 P149/192ほか 仮設足場全般	枠組足場において、足場幅1200mmと600mmが混在しています。これは、警察との道路協議の結果でしょうか。幅600mmとした理由をお教えてください。	当該施工箇所の施工条件を勘案した結果となります。
14	設計図 P149/192ほか 仮設足場全般	上記において、現地調査、道路占用許可の結果、足場幅1200mmとすることが可能である場合、条件変更により、受注後に協議できると考えてよろしいでしょうか。	足場幅については、指定するものではないので、参考図に示す足場幅と異なる足場幅を採用しても、これ自体は条件変更には該当しません。